

【販売期間】10/1(火)～令和2年2/28(金) 【使用期間】10/1(火)～令和2年3/31(火)

プレミアム付商品券を販売します

10月から消費税率が10%に引き上げられることに際し、市・県民税が非課税の人や子育て世帯に対して、税率引き上げ直後に生じる負担増などによる消費への影響を緩和するとともに、地域における消費を下支えすることを目的として、25%もお得なプレミアム付商品券を販売します。

購入対象者 対象者にはプレミアム付商品券購入引換券を送付します。



① 非課税の人

● 平成31年度(2019年度)の市・県民税非課税の人

※市・県民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者は除きます。

■申請が必要です。(期限を延長しました)

【申請期限】12月31日(火) (消印有効)

※平成31年(2019年)1月2日以降に転入した人は、前住所地で申請してください。

1人あたり最大25,000円分の
商品券を20,000円で購入できます

② 子育て世帯の世帯主

● 3歳未満の乳幼児※1がいる世帯の世帯主

※1：平成28年(2016年)4月2日から令和元年(2019年)9月30日までに生まれた子

※令和元年(2019年)6月2日以降に生まれた子のいる世帯には、10月以降にプレミアム付商品券購入引換券を送付します。



お子様1人につき最大25,000円分の
商品券を20,000円で購入できます

①②の両方の要件に当てはまる人は、それぞれの限度額まで購入できます。

※500円券×10枚綴り【5,000円分の商品券(4,000円で購入可能)】を5回まで購入することができます。

プレミアム付商品券の購入方法

プレミアム付商品券購入引換券を販売場所に持参し、プレミアム付商品券を購入してください。

● 本人の場合

本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)を提示してください。

● 家族や代理人等の場合

購入に来た人の本人確認ができるものを提示するとともに、購入対象者との関係を申し出てください。

※平成31年1月2日以降に転入した人は、市役所1階のプレミアム付商品券担当窓口で、前住所地のプレミアム付商品券引換券を、本市のプレミアム付商品券引換券に交換できます。

プレミアム付商品券は、10月1日(火)～令和2年3月31日(火)の期間中に、取扱店舗で使用できます。取扱店舗はお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

◆販売期間：10/1(火)～令和2年2/28(金)

※土・日曜日、祝日は除く(郵便局の営業日のみ対応)

小野田郵便局	9:00～18:00
有帆郵便局	9:00～17:00
高千帆郵便局	
旭町郵便局	
本通南郵便局	
西ノ浜郵便局	
本山郵便局	9:00～18:00
厚狭郵便局	
埴生郵便局	
渡場郵便局	9:00～17:00

◆販売期間：10月の水曜日

市役所1階ロビー	17:00～19:00
----------	-------------

問い合わせ先

- ・購入引換券について……………プレミアム付商品券担当(社会福祉課内 ☎ 39-9977)
- ・販売場所・期間について…………企画政策課(☎ 82-1130)
- ・取扱店舗について……………商工労働課(☎ 82-1150)